

議員提出第6号議案

集団的自衛権に関する憲法解釈変更に対する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成26年6月30日

提出者

足立区議会議員	針	谷	みきお
同	ぬ	かが	和子
同	鈴	木	けんいち
同	さ	とう	純子
同	伊	藤	和彦
同	浅	子	けい子
同	は	たの	昭彦

足立区議会議長 せぬま 剛 様

(提案理由)

区民の安全を確保することを責務とする自治体の議会として、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に対するため、本案を提出する。

集团的自衛権に関する憲法解釈変更に対抗する決議

国の安全保障政策は、立憲主義を尊重し、日本国憲法前文と第9条に基づいて策定されなければならない。

憲法前文や第9条によって禁じられている集团的自衛権の行使を、時の政府や国会の判断で解釈を変更することによって180度転換し、また、集团的自衛権の行使を認める新たな法律を制定し、法の下克上によって根本的に変更することは、立憲主義に違反する極めて危険な動きである。

とりわけ集团的自衛権をめぐる議論は、これまで積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えることは、国会答弁をも形骸化させるものであり、立法府の立場からも決して許されるものではない。

万一、これが強行された場合、戦後69年間、武力紛争で一人も死者を出したことがない日本国が戦闘行為によって人を殺し、または殺される事態がつくられる。

足立区民の自衛隊員、医師、看護師などが犠牲となる可能性を否定することはできない。

よって、足立区議会は、区民の安全を確保することを責務とする自治体の議会として、集团的自衛権に関する憲法解釈の変更を容認することはできない。

以上、決議する。

平成 年 月 日

足立区議会